

| 検証総括

は別として、選定過程において十分手続きに誤りなどがあり、法的問題 な検討がなされるべきであったと思 建設に向けては、 領家地区での新ク 候補地選定の申請 ンセンタ

などは所定の手続きを経て進められ予算や用地取得についての議会議決しかし、適地選定委員会での審査 とのご指摘をいただく一方で、津山事業推進をいったん白紙に戻すべき 業を進めていく中で、 式については、 てきたこと、ごみ処理方式と事業方 したものであることも確認しました。 多くの市民の皆様からは、検証作 ーンセンター建設において最も適 津山ブロックの新ク 領家地区での

> 方向に修正したうえで、推進すべいめるべきは改め、事業をより良 であるとの結論に至りました。 とともに、今後の取り組みにおいて 組みの問題点について十分反省する 皆様のご意見などを総合的に判断し 検証結果、領家地区の土地を取得し どうすべきかを自問自答し、今回の 責任ある立場にあることを踏まえ、 ごみ行政を推進しなければならない とのご意見も数多くいただきました。 況を踏まえ、 ンター建設事業は、 た結果、領家地区での新クリーンセ ている現状、そして、多くの市民の 津山圏域資源循環施設組合の管理者 ブロック5市町の現在のごみ処理状 私は、津山市の首長として、 長年の懸案事項である圏域 早期完成に努めるべき これまでの取り

進めます。 町内会との覚書につい 者選定手法を再検討するほか、 を含めた施設配置案の見直しや事業 今後につきましては、 地域住民の皆様との対話を ての再協議、 西側進入路 領家

なった場合には、領家地区での事業 て同組合が敗訴することが明らかと 手する方針としますが、 また、 ついて直ちに凍結することな 当面は必要な事業に限り着 裁判にお

私なりに判断しました。

施設建設に関する調査特別委員会正副委員長からの聞き取り調査などを

行うとともに、弁護士や専門家の助言も参考にさせていただきながら、

思った点、疑問に感じている点について、

検証については、

これまでの事業の経過の中で、私が問題だと

事務担当者や市議会ごみ処理

建設事業についての検証結果を□月6日に発表しました。今年4月から行っていた新クリーンセンター

がたい行為も行われました。 地買収を終えるという道義的に許し また、 市長選挙の直前の時期に土

します。次に、検

影響が出ないよう

あらゆる準備を

ごみ減量

圏域住民の皆

様の生活に

怠らず努めてい

【フつの検証項目】

指摘やご批判があることも

-分覚悟

このような私の判断について、

まざまな角度から検討して

いきます

化を含めた今後のあり方についてさ

- 2 適地選定委員会での選定に関 公募申請書に関して
- 6

報告とさせていただきます。

霊で取り組む決意を申し上げ、

検証

ンターの早期完成に向けて、全身全

解をいただきながら、

新クリー

ンセ

れるよう、

市民や議会の皆様のご理

推進のための契機になったと評価さ

が、今回の検証が事業

の周辺地域の皆様におかれましては、

最後になりますが、領家地区とそ

- 7 ごみ処理方式と事業方式に関関係住民へのこれまでの対応

公募申請書に関して

《認識した事実》

領家地区の申請書において、

と周辺町内会長代表)が所定様式 の記載欄と一致していなかった。

意対応していく所存であります

津山市長

宮地 昭範

引き起こさないよう、

今後も誠心誠

ことを深くお詫び申し上げます。

そして、このような事態を二度と

に、皆様にご迷惑をお掛けしている

長として真摯に受けとめますととも

こうした事態に至ったことは、市

したと推察します。

大変なご苦痛やご心配をお掛け ンセンターの候補地選定の中

②事務局職員の申請書受け付け時

検証を行ったフつの項目 項目ごとの結果を報告

- 4 3 建設用地の土壌と残土処理地 領家町内会との覚書に関して
- ・土地買収についてに関して

①申請者の公募要項の解釈誤り

請者の記載事項(地元町内会代表 申

の対応の誤り

正や再提出を求めなかった ことを口頭確認にとどめ、書類補 地元町内会が領家町内会である

③周辺町内会の定義と周辺町内会 さ についての申請要件のあいまい

④町内会としての意思を欠いた申扱いに関して何ら記載がなかった。会の定義、適地選定における取り 請行為の要求 公募要項には申請時の 周辺町内

⑤前市長(管理者)の議会での不 要案件であるごみ処理施設誘致に 誠実な答弁 中での申請行為を求めている。 いて、 公募要項は町内会にとっての重 町内会員の意思確認のな

弁など、 いて「手続きが進化した」との答 一連の経過を審議する議会にお 議会や市民を混乱に陥れた。 問題の本質をあいまいに

判断

たものと考える なって、 その運用を行う事務局の誤りが重 の不備という出発点での誤りに、 公募申請については、 その後の混乱につなが 公募要項 つ

一連の手続きに異議を唱えること 建設予定地決定までの

> 得ない 実が候補地決定へ影響を及ぼすも のではなかったものといわざるを がなかったことからも、 前述の

関して、適地選定委員会での選定に

《認識した事実》

①適地選定委員会での選定審議 適地選定委員会では、 各地域

開の下で議論し、慎重に審議を行代表または学識経験者がすべて公 っている。

②最終選定までの経過

選定。 項目の評価を行い、 地区を第1位とした。 区を落選とし、第二次審査では36 の総会決議が得られなかった2地 第一次審査では地元町内会同意 最終審査(選定)で、 上位4地区を 領家

れていたものと判断する 適地選定委員会においては、 客観的で合理的な選定が行わ 終

てて気をとの覚書に関して

《認識した事実》

①領家町内会からの最終処分場反

5 2010.11

2010.11 4

長になる検配作業が終了しました

津山市長 宮地 昭範